

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

武力攻撃事態等が発生した場合、国、県、市及び関係機関が、住民の避難や避難住民等への救援、武力攻撃災害への対処といった国民保護措置を、一体的かつ迅速・的確に実施していくためには、それぞれの機関が相互に緊密な連携を図りつつ、平素から、組織や通信、情報収集・提供等に係る様々な体制について十分な整備を図っておくことが必要である。

このため、市における平素の組織・体制の整備等について、次のとおり定める。

(注)本編において、  
内は、後述する第3編第2章の市対策本部の各対策部の名称である。(基本的には、「市」若しくは「市長」の後に所管業務として記載する。)

この場合、市対策本部の設置前であっても、各対策部を構成する課等がその業務を行うものとする。

#### 第1 市における組織・体制の整備

市長は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するためには、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各課等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各課等における平素の業務 (法第41条)

市の各課等は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、防災における体制を活用しながら、その準備のための業務を行うものとする。

## 【市の各課等における平素の主な業務】

課 等 名	平 素 の 主 な 業 務
総務部総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国民保護計画に関すること</li> <li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・国、県、他の市町及び指定（地方）公共機関との連絡調整に関すること</li> <li>・情報の収集、伝達体制及び伝達手段の整備に関すること</li> <li>・事態の状況に応じた組織体制の整備に関すること</li> <li>・避難施設の指定の協力に関すること</li> <li>・安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付に関すること</li> <li>・広報体制の整備に関すること</li> <li>・国民保護に係る啓発に関すること</li> <li>・国民保護措置についての訓練に関すること</li> <li>・市庁舎の応急復旧に関すること</li> <li>・職員の健康管理、生活維持に関すること</li> </ul>
くらし部市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関すること</li> <li>・遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること</li> </ul>
水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の供給体制の整備に関すること</li> </ul>
くらし部福祉健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>・災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・ボランティア活動に関すること</li> <li>・医療救護の措置支援に関すること</li> <li>・医薬品の備蓄及び供給体制の整備に関すること</li> <li>・感染症の予防及び防疫に関すること</li> <li>・被災者の健康管理に関すること</li> <li>・飲料水及び生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備に関すること</li> </ul>
くらし部経営統括室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送手段（バス、鉄道）の確保に関すること</li> <li>・緊急輸送ネットワークの整備に関すること</li> </ul>
まちづくり部産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の備蓄及び供給体制の整備に関すること</li> <li>・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること</li> </ul>

まちづくり部建設整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市管理の道路及び河川管理施設の防災対策に関すること</li> <li>・応急仮設住宅の建設資材の調達及び供給体制の整備に関すること</li> <li>・緊急輸送手段（トラック等）の確保に関すること</li> </ul>
総務部財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策関係物品の調達に関すること</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策関係物品の出納に関すること</li> </ul>

## 【教育委員会における平素の主な業務】

教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>・公立学校等への情報伝達体制の整備に関すること</li> <li>・文化財の保護に関すること</li> <li>・学校における国民保護の啓発に関すること</li> </ul>
----------	---

## 2 市職員の参集基準等 (法第41条)

市は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するために職員の参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

### (1) 24時間即応体制の充実

市は、武力攻撃が発生し、又は発生しようとしている場合、その発生時の初動体制を迅速に確立するため、佐賀広域消防局との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (2) 幹部職員等への連絡手段の確保及び連絡方法

市の幹部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

また、休日・夜間等における連絡は、国民保護担当職員から電子メールにより行うこととし、勤務時間内においては固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市 **総務対策部** は、事態等の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

## 【市の体制及び職員の参集基準等】

組織体制	設置基準	参集基準
<p><b>ア</b> 緊急事態情報連絡室</p>	<p>次に掲げる事態に、総務課長が必要と認める場合</p> <p><b>ア</b> 県の緊急事態警戒本部が設置された場合</p> <p><b>イ</b> その他、総務課長が設置の必要があると認めた事態</p>	<p>総務課長が必要と認める部課長で構成し、参集すべき職員は、総務課長及び関係部課長が、それぞれの市職員の中から指名する。</p>
<p><b>イ</b> 国民保護対策本部</p>	<p>国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき</p>	<p>組織構成は、図 3 - 3 - 1 を参照。</p> <p>参集すべき職員は、次のとおりとする。</p> <p>局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 / 2 程度の職員</li> </ul> <p>市内に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護措置に従事することができる全職員</li> </ul> <p>職員の参集配備については、3 - 7 ページに記述しているので参照のこと。</p> <p>各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策部からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。</p>

#### (4) 緊急初動班の設置

武力攻撃事態の発生により、電話が途絶した状況の中で国民保護対策本部が設置されることとなった場合、初動時の情報収集等に当たらせるため、必要に応じて、市長の指示により緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務課長をもってあて、市長と緊密に連絡をとりながら緊急初動班を指揮し、次に掲げる主な業務や市長から指示のあった事項について、臨機に対応する。

##### 【緊急初動班の主な業務】

- ア 防災行政無線（移動系）などの通信機材の点検、復旧
- イ 本庁舎の電気、給水設備等の点検、復旧
- ウ 県、県警察、消防機関、近隣市町、マスコミ、住民等からの情報収集
- エ 国や県、関係機関、市国民保護対策本部員等への通報連絡 等

#### (5) 国民保護対策本部の機能の確保

市 **各対策部** は、多久市国民保護対策本部を設置したときは、その機能が確保されるよう、防災に関する体制を活用しつつ、以下の項目について配慮する。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

なお、国民保護対策本部において、市長が不在又は事故に遭った場合は、助役、総務部長の順で代理し、指揮命令系統を確立する。

### 3 消防機関の体制（法第41条、法第62条）

#### (1) 佐賀広域消防局及び消防署における体制

佐賀広域消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、佐賀広域消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めることとされている。その際、市は、佐賀広域消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における佐賀広域消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団における広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、佐賀広域消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団

員の参集基準を定める。

#### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法第6条)

##### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため及び住民からの手続に関する問い合わせに対応するための総合的な窓口を市において開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

##### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	まちづくり部 経営統括室
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	総務部経営統括室
不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)		

##### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、多久市文書規程(平成元年規程第1号)の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

これらの手続に関連する文書については、通常保存期間が満了した時点で、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 多久市地域防災計画に基づく連携体制の活用

市 **各対策部** は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、多久市地域防災計画に基づく連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市 **各対策部** は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市 **総務対策部** は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、必要に応じ、関係機関による意見交換の場を設けるなどを行い、関係機関の意思疎通を図る。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等（法第3条第4項、法第16条第4項）

市 **総務対策部** は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当本部等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑にできるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救済の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議（法第3条第4項、法第16条第4項）

市 **総務対策部** は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携（法第3条第4項、法第16条第4項）

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近隣市町との連携

#### (1) 近隣市町との連携（法第17条第1項）

市 **総務対策部** は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、消防に関し締結している近隣市町間の相互応援協定の見直しをすること等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市 **総務対策部** は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、NBC〔核物質(Nuclear)、生物(Biological)、化学剤(Chemical)〕対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握等（法第3条第4項）

市 **総務対策部** は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

なお、指定公共機関等の連絡先は「資料編」に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報へ更新を行う。

#### (2) 医療機関との連携

市 **総務対策部** は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市 **総務対策部** は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について協力が得られるよう、必要に応じ関係機関との協定を締結するなど、防災に準じた必要な連絡体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物流ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項）

市 **総務対策部** は、自主防災組織及び自治会等の核となるリーダー等に対しての研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

市 **総務対策部**、**文教厚生対策部** は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県民災害ボランティアセンター、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等をはじめ、災害時における住民の避難や救援活動等について知識や経験を有する佐賀県隊友会や佐賀県警友会連合会等とも連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動場所の提供や国民保護措置に関する必要な情報の提供を行うなど、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市 **総務対策部** は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された佐賀地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

市 **総務対策部** は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

市 **総務対策部** は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、多久市地域防災計画に基づく体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に充分留意し、その運営・管理、整備等を行

う。

### 〈 施設・設備面 〉

- ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等による障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ウ 電話、FAX、データ、映像（画像）による情報の送受信が可能となるよう、光ケーブルと地上系無線による多重回線の「防災行政通信ネットワーク」の整備・拡充を図る。
- エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

### 〈 運用面 〉

- ア 夜間・休日における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による通信輻輳及び途絶並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定して、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地理的条件や交通事情等を想定した地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線（移動系）、消防救急無線等業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により設定されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 住民に情報を提供するに当たっては、市内一斉放送、ケーブルテレビ、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の災害時要援護者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

### (3) 関係機関における情報の共有（法第3条第4項）

市 **総務対策部** は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながら情報の共有化に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備（法第47条）

市 **総務対策部** は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

### (2) 防災行政無線の整備

市 **各対策部** は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

#### 【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備を検討している。

### (3) 県警察との連携（法第47条第3項）

市 **総務対策部** は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知（法第47条第2項）

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法第47条第2項）

市 **総務対策部** は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

## (6) 民間事業者からの協力の確保

市 **文教厚生対策部** は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の収集や提供は、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案しながら、その緊急性や必要性を踏まえて行うこととする。

特に、この場合において、個人情報の保護及び報道の自由について配慮をする。

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式（法第94条第1項）

市 **総務対策部** が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報は次のとおりであり、市 **総務対策部** が知事に安否情報を報告する様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。「資料編」参照）」第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。

#### 市が収集・報告すべき情報

##### ア 避難住民（負傷した住民も同様）

- (ア) 氏名 (イ) フリガナ (ウ) 出生の年月日 (エ) 男女の別
- (オ) 住所（郵便番号を含む。）(カ) 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- (キ) (ア)～(カ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (ク) 負傷（疾病）の該当 (ケ) 負傷又は疾病の状況（負傷の程度を記載）
- (コ) 現在の居所（避難施設の名称及び住所など避難住民等の現在の所在）
- (サ) (ク)及び(コ)のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (シ) 親族・同居者からの照会に対する公開の同意
- (ス) 知人からの照会に対する公開の同意
- (セ) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する公開の同意

##### イ 死亡した住民（上記(ア)～(キ)に加えて）

- (ア) 死亡の日時、場所及び状況
- (イ) 遺体が安置されている場所
- (ウ) 連絡先その他必要と認められる情報
- (エ) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する公開の同意

## (2) 安否情報収集のための体制整備（法第94条第1項）

市 **総務対策部** は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法第94条第1項及び第3項）

市 **各対策部** は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

### 【安否情報システムの整備について】

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしている。このため、現段階では既存の手段における安否情報の収集に係る対応を記述するものとする。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備（第127条第1項）

市 **総務対策部** は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

市 **総務対策部** が知事に被災情報を報告する場合は、所定の様式（「資料編」参照）に準じて行うものとする。

### (2) 担当者の育成

市 **総務対策部** は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

安否情報の収集、報告等の流れについては、「第3編第6章 安否情報の収集・提供」の【図3-7 安否情報の収集、整理及び提供の流れ】を参照

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、国民保護措置の実施に必要な知識の習得と、実践的な訓練を通じた武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市 **総務対策部** は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治修習所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市 **総務対策部** は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング（パソコンやコンピュータネットワーク等を利用して行う教育システム）等も活用するなど多様な方法により、危機管理に関する研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

市 **総務対策部** は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練 (法第42条第1項)

#### (1) 市における訓練の実施

市 **総務対策部** は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等既存のノウハウを活用するとともに、可能な限り、消防、県警察、自衛隊等との連携を図る。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な内容とする。

また、防災訓練における実施項目も参考にしつつ、おおむね次に示す訓練を実施するものとする。

- ア 被災・安否情報に係る情報収集・伝達訓練及び警報、避難の指示等の伝達訓練
- イ 市対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ウ 住民に対する避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求めるなどし、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにした上で、必要に応じて国民保護計画の見直し作業に反映させる。

エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市 **各対策部** は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うための訓練の実施を促す。

カ 市 **総務対策部** は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、知事から避難の指示及び県が救援の指示を受けたときは、避難実施要領を作成するとともに、県の救援に関する措置に協力する必要がある。

このため、市における平素からの避難及び救援に関する備えについて、次のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備（法第54条第1項及び第3項）

市 **総務対策部** は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、県及び市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係課を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市 **総務対策部**、**文教厚生対策部** は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## (6) 避難実施要領のパターンの作成

市 **総務対策部** は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成しているマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 2 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整（法第76条）

市 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

### (2) 基礎的資料の準備

市 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部** は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

## 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法第71条、法第79条）

市 **総務対策部、産業経済対策部、建設対策部、民生対策部** は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

市 **総務対策部、産業経済対策部、建設対策部、民生対策部** は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

### (2) 運送経路の把握等

市 **総務対策部、産業経済対策部、建設対策部、民生対策部** は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

#### 輸送力に関する情報

保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、飛行機等）の数、定員  
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

#### 輸送施設に関する情報

道路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）  
鉄道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）  
飛行場 （飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

#### 4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

指定避難施設一覧は資料編に掲載するが、新規指定・廃止・用途変更等があった場合は、その都度最新の情報に更新していく。

## 第3章 生活関連等施設の把握等

### 第1 生活関連等施設の把握等

(法第102条)

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の把握等

市 **総務対策部** は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### 【生活関連等施設の種類の種類(国民保護法施行令で定められた施設)】

法施行令	各号	施設の種類の種類(危険物質等については、その取扱所)
第27条 (生活関連等施設)	1号	発電所(最大出力5万KW以上)、変電所(使用電圧10万V以上)
	2号	ガス工作物(ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備で簡易ガス事業用は除く)
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 (1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの)
	4号	鉄道施設、軌道施設(1日当たりの平均利用者数が10万人以上)
	5号	電気通信事業用交換設備(電気通信回線・移動端末設備数が3万以上)
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設(港湾法第52条の国土交通省令で定めるもの)
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム(河川管理施設等構造令第2章の適用を受けるもの)
第28条 (危険物質等)	1号	危険物 消防法第2条第7項
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項)
	3号	火薬類(火薬類取締法第2条第1項)
	4号	高圧ガス(高圧ガス保安法第2条)
	5号	核燃料物質(原子力基本法第3条第2号の核燃料物質及びこれによって汚染された物質)

6号	<b>核原料物質</b> （原子力基本法第3条第3号）
7号	<b>放射性同位元素</b> （放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによる汚染物質）
8号	<b>毒劇薬</b> （薬事法第44条第1項及び第2項） （薬事法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る）
9号	<b>事業用電気工作物内における高圧ガス</b> （電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物内の高圧ガス保安法第2条の高圧ガス）
10号	<b>生物剤、毒素</b> （細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項及び第2項（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る））
11号	<b>毒性物質</b> （化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項）

## 第2 市が管理する公共施設等における警戒

（法第16条第1項）

市が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を自ら講ずる必要があるため、施設管理者である市として、次のとおり、予防対策について定める。

市長 **総務対策部、建設対策部** は、その管理する河川管理施設、道路の公共施設等について、武力攻撃事態等において、当該施設等がその機能を十分に発揮されるよう、平時から施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に維持管理する。

特に、情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

なお、市長が管理する公共施設等における平時の管理、警戒については、県警察と連携を図ったうえで、県の措置に準じて実施するものとする。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が行う国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄及び整備について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための備蓄との関係（法第142条、法第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 県との連携（法第3条第4項、法第144条）

市 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部、建設対策部** は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・調達体制の整備について、県との密接な連携のもとで対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備等

#### (1) 防災のための備蓄、整備との関係（法第146条）

市 **総務対策部、文教厚生対策部、産業経済対策部、建設対策部** は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たるために必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄・整備と防災のための備蓄・整備とを相互に兼ねることができるものについては、多久市地域防災計画で定められている防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の情報を確実に把握しておくものとする。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法第147条）

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置、放射性物質等除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市 **各対策部** としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連

携しつつ対応する。

国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、供給要請先等一覧は資料編に掲載するが、追加・変更・廃止等があった場合は、その都度最新の情報に更新していく。

### 3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 市管理施設及び設備の整備及び点検（法第16条第1項）

市 **各対策部** は、その管理する施設及び設備について、整備し、点検するときには、国民保護措置の実施も念頭において行う。

#### (2) ライフライン施設の代替性の確保

市 **各対策部** は、その管理する上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市 **各対策部** は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発 (法第43条)

#### (1) 啓発の方法

市 **総務対策部、文教厚生対策部** は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ・ラジオ、ホームページ等の様々な媒体の活用や研修会、講演会等の実施により、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うよう努めるものとする。

また、例えば、視覚障害者には、点字を使用した広報媒体や音声読み上げソフトに対応したホームページを作成するなど災害時要援護者の実態に応じた様々な方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市 **総務対策部** は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等と協力して地域住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、生徒等の発達段階に応じ、学校教育を通じて安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (法第43条)

市 **総務対策部** は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等に基づき、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。